

令和元年度 佐伯市教育委員会臨時職員募集要項

佐伯市教育委員会において業務補助等を行う臨時職員を選考するため、採用試験を実施します。

1 募集内容

職 種	予定人員	予定勤務場所	職務内容
外国語指導助手	1人	佐伯市立佐伯南中学校	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校における外国語授業の補助・ 中学校における外国語授業の補助・ 国際理解教育の一環として取り組む学習活動の補助・ 外国語教材作成の補助及び外国語能力コンテスト等への協力・ 外国語教員に対する研修の補助・ 特別活動及び課外活動への協力・ 地域における国際交流活動への協力・ その他必要と認める職務 <p>※複数校の外国語授業補助を担当するため、自家用車を使用して業務上移動することがあります。(旅費の支給あり)</p>

2 勤務条件等 ※別紙「勤務条件」を参照のこと。

- ・ 1日あたりの勤務時間 7時間15分
- ・ 賃金 日額14,500円
- ・ 任用予定期間 令和元年10月18日～令和2年3月31日
※勤務開始日は相談に応じます。
- ・ 支給する手当 通勤距離が2km以上となる場合は、通勤手当を支給します。
- ・ 休暇制度 勤務形態に応じ、年次有給休暇等が取得できます。
- ・ 社会保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入します。

3 受験資格

- ・ 英語を母国語とする国の出身である者
- ・ 佐伯市で職務に従事し、生活適応する能力を有する者
- ・ 出入国管理及び難民認定法第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意する者
- ・ 積極的に子どもたちとともに活動することに意欲がある者
- ・ 語学教師としての資格を有する者又は語学教育に熱意がある者
- ・ 大学の学士号取得者、もしくはそれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・ 日本語の実用的能力を有する者
- ・ 普通自動車以上の運転免許証を有する者

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・佐伯市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

- ・「臨時職員採用試験申込書」に必要事項を記入し（写真貼付）、運転免許証の写しを添付して郵送又は直接申し込んでください。郵送の場合は、必ず簡易書留で、封筒に「臨時職員申込」と明記してください。

受付期間 令和元年9月27日（金）～令和元年10月9日（水）

・郵送の場合 当日必着

・直接申込みの場合 受付時間：8時30分～17時

土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日は、受付できません。

申 込 先 〒876-0853 佐伯市中村東町6番9号
佐伯市教育委員会 教育総務課総務企画係

5 採用試験

【日 時】 令和元年10月15日（火） ※時間は受験者に追って通知します。

【場 所】 佐伯市中村東町6番9号 佐伯教育市民ホール「まな美」

【内 容】 面接試験

6 問い合わせ先

佐伯市教育委員会 教育総務課総務企画係（電話 22-4070）

7 その他

- (1) 申込書等に虚偽の記載が判明した場合、また任用日より前に非違行為を行ったことが判明した場合は任用しないことがあります。
- (2) 臨時職員については、地方公務員法の規定により任用期間中は地方公務員としての義務が課せられるため、他のアルバイト等との兼業はできません。

※添付書類・記載内容に不備がある場合には、受験できない場合があります。